

福井県児童科学館指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の目的

福井県児童科学館（以下「児童科学館」という。）は、県内の児童の健全な育成を図ることを目的に、平成11年6月に福井県が設置した公の施設です。

平成15年6月の地方自治法一部改正により、多様化する住民の方のニーズに効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、指定管理者制度が設けられました。

児童科学館は、「福井県児童科学館の設置および管理に関する条例」（平成11年福井県条例第5号）の規定に基づき、平成18年4月から指定管理者制度を導入しました。

このたび、平成21年3月31日で指定期間が満了するため、平成21年4月から児童科学館の管理を行う事業者を募集します。

2 施設の概要

(1) 概要

名 称	児童科学館	
所在地	福井県坂井市春江町東太郎丸3-1	
施設規模	敷地面積	54,906.63㎡
	建築面積	5,752.00㎡
	延床面積	7,075.60㎡
施設概要	鉄筋コンクリート造 地上2階 （一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階） (1) プレイエリア プレイザウルス、ものしりコーナー、幼児コーナー（476㎡） サイエンス・ラボ（72㎡） コンピュータールーム（73㎡） クラフトルーム（86㎡） コミュニティールーム（128㎡） (2) 展示エリア 宇宙と科学・なぞときゾーン ┌ 自然のしくみ・たんけんゾーン ├ (2,327㎡) 人のくふう・はっけんゾーン └ 空中回廊（470㎡） (3) センターエリア スペースシアター（250席、車いす用12席、413㎡） ファンタジーエッグ（273㎡） (4) その他の施設 管理エリア、屋外公園（芝生広場、大型遊具、単体遊具） レストラン、売店、別館「太陽と風の砦」 駐車場（普通車360台、大型車10台）	
入居施設	(1) レストラン	目的外使用許可面積 147.08㎡
	(2) 売店	目的外使用許可面積 22.32㎡
	(3) 地域活動連絡協議会事務局	目的外使用許可面積 5.50㎡

(2) 設置目的（福井県児童科学館の設置および管理に関する条例第1条）

児童に遊びを体験させてその健康を増進し、および情操をはぐくむとともに、児童に科学に関する知識を提供して科学に対する児童の関心および理解を深め、もって児童の健全な育成を図ることを目的としています。

3 指定管理者の業務

(1) 指定管理者の業務

- ア 児童科学館の展示エリア等の利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務
- イ 児童科学館の展示エリア等の利用料金の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他の利用料金に関する業務
- ウ 児童科学館の維持管理に関する業務
- エ 児童の遊びの体験および科学に関する知識の修得に必要な指導および助言に関する業務
- オ 児童の健全な育成に必要な人材の養成に関する業務
- カ 児童の健全な育成に必要な情報の収集および提供に関する業務
- キ その他児童科学館の管理に関し知事が必要と認める業務

(2) 留意事項

- ア 業務の詳細は「福井県児童科学館管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）記載のとおりとします。
- イ 指定管理者の業務の全部を第三者に委託し、または請け負わせることはできません。指定管理者の業務にかかる外部委託の考え方等については、7で定める事業計画書により明らかにしてください。
- ウ レストラン、売店、自動販売機等の運営にかかる行政財産目的外使用許可にかかる事務は福井県が行いますので、指定管理の業務には含まれません。
- エ 指定管理の業務を行う場合は、児童科学館が指定管理者制度による施設であることを利用者等に示すため、施設内やパンフレット等に指定管理者名を表示することとします。

(表示例)

福井県児童科学館は、福井県が設置し、指定管理者の指定を受けた
△△△△（団体名）が管理運営を行っています。

△△△△

（住所）

（電話番号）

福井県健康福祉部子ども家庭課 福井市大手 3-17-1 0776-20-0341

4 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

5 管理に要する経費

児童科学館は利用料金制を採用しているため、児童科学館の施設利用にかかる利用料金その他の収入（目的外使用許可にかかる行政財産使用料を除く。）は指定管理者自らの収入とすることができます。

福井県が指定管理者に支払う委託料は、児童科学館の管理にかかる年間支出見込額から年間収入見込額を差引いた額の5か年分を上限とし、事業計画書において提案のあった金額に

基づき、福井県と指定管理者で締結する協定書で定めることとします。

- ア 5か年分の委託額1,641,010千円以内
上記金額は、年間支出見込額345,252千円から
年間収入見込額17,050千円差引いた額の5か年分です。
- イ 協定書で定めた委託料は、原則として精算による増減は行いません。
ただし、下記のような特別な事情がある場合は、双方協議により変更できることとします。
 - ・事故または自然災害、社会情勢の大幅な変化等に対応する必要があるとき。
 - ・福井県の施策として、児童科学館にかかる業務の変更または新たな業務の実施の必要があるとき。
- ウ 委託料は、年度ごとに分割支払いします。
なお、各年度ごとの委託料についても分割支払いすることとし、分割方法および支払時期については、福井県と指定管理者で締結する協定で定めることとします。

指定管理業務にかかる経費および収入の経理は、団体の他の業務にかかる経理と区分し、明確に管理してください。

6 申請に関する事項

(1) 申請資格

次のアからエまでの要件のいずれにも該当する法人その他の団体とします。

- ア 福井県内に主たる事務所を置くまたは置こうとするものであること。
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われているものでないこと。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行うものでないこと。
- エ 国税または地方税を滞納していないものであること。

(2) 申請資格についての留意事項

- ア 団体については、法人格を有しない任意団体でもよいが、個人は対象となりません。
- イ 複数の団体により構成されたグループによる申請も可能とするが、その場合、グループ内の出資割合、費用負担割合等を最大とする団体をグループ代表団体としてあらかじめ定めることとし、その代表団体は福井県内に主たる事務所を置くまたは置こうとするものであることとします。
また、代表団体または構成団体を変更することは原則として認めません。
- ウ グループの構成団体は、他のグループの構成団体になることはできません。また単独での申請もできません。
- エ 新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者としてください。申請の時点で設立されていることを要しませんが、福井県議会での指定の議決を受けるまでに、法人登記簿謄本または法務局登記官の受領書を必ず提出してください。

(3) 選定対象からの除外

次のいずれかの要件に該当する場合は、選定対象から除外します。

- ア 複数の事業計画書等を提出した場合
- イ 申請者および申請者の代理人ならびにそれ以外の関係者が、選定に対する不当な要求

- を行った場合もしくは指定管理者選定委員会委員に個別に接触した場合
- ウ 提出書類に虚偽または不正があった場合
 - エ 受付期限までに提出書類が整わなかった場合
 - オ 提出書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
 - カ その他不正な行為があった場合

(4) 募集要項および仕様書等の配布

配布期間	平成20年8月12日(火)から平成20年10月7日(火)までの平日
配布時間	午前9時から午後5時まで
配布場所	福井県健康福祉部子ども家庭課

(5) 現地説明会

開催日時	平成20年8月26日(火) 午後2時から午後4時まで
集合場所	福井県児童科学館 2階 コミュニティールーム
内 容	① 募集要項および仕様書等の説明 ② 児童科学館の施設視察
申込方法	平成20年8月20日(水)正午までに、別紙現地説明会参加申込書(様式1)により申し込んでください。(郵送、FAXおよび電子メール可)
申込先	福井県健康福祉部子ども家庭課
その他	申請予定者は原則として出席してください。 出席されない場合でも、説明会での説明事項はすべて了知されたものとみなします。

(6) 関係資料の閲覧

閲覧期間	平成20年8月12日(火)から平成20年10月7日(火)までの平日
閲覧時間	午前9時から午後5時まで
閲覧場所	福井県健康福祉部子ども家庭課
閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事竣工図等 ・ 平成20年度保守点検等委託契約に係る仕様書 ・ 作成、発行した冊子および情報誌 ・ 月次報告書(平成18年度～20年7月分)

(7) 募集に関する質問

受付期間	平成20年8月27日(水)から平成20年9月3日(水)までの平日
受付時間	午前9時から午後5時まで
受付方法	別紙質問票(様式2)により福井県健康福祉部子ども家庭課まで提出してください。(郵送、FAXおよび電子メール可)
回答方法	質問者、現地説明会出席者および希望者に対しFAXまたは電子メールにより平成20年9月10日(水)までに回答します。ただし、軽微な質問については口頭により回答する場合があります。

(8) 提出書類の受付

受付期間	平成20年9月30日(火)から平成20年10月7日(火)までの平日
受付時間	午前9時から午後5時まで

提出方法	福井県健康福祉部子ども家庭課まで持参してください。(郵送の場合は必ず書留とし、平成20年10月7日(火)午後5時必着とします。)
提出部数	正本1部 副本8部(副本は複写可)
提出書類	<p>ア 指定管理者指定申請書(様式3) ※複数の団体により構成されたグループにより申請する場合は、別紙グループ構成団体表(様式4)を提出してください。</p> <p>イ 児童科学館の管理の業務に関する事業計画書(下記「7 事業計画書」による。)</p> <p>ウ 定款もしくは寄付行為および登記事項証明書またはこれらに準ずる書類</p> <p>エ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表その他財務状況を明らかにする書類(申請の日の属する事業年度の前事業年度に設立された法人その他の団体にあつては、その設立時における財産目録)</p> <p>オ 申請の日の属する事業年度における事業計画書および収支予算書</p> <p>カ 役員の氏名、住所および略歴を記載した書類</p> <p>キ 児童科学館の管理の業務を行う組織および運営に関する事項を記載した書類</p> <p>ク 現に行っている業務の概要を記載した書類</p> <p>ケ 国税および地方税について、未納の徴収金がない旨の証明書</p>

(9) 申請に当たっての留意事項

- ア 「地方自治法」(昭和22年法律第67号)、「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)、「児童福祉施設最低基準」(昭和23年厚生省令第63号)、「児童館の設置運営要綱」(平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知)、「児童館の設置運営について」(平成2年8月7日児発第967号厚生省児童家庭局長通知)、「福井県児童科学館の設置および管理に関する条例」(平成11年福井県条例第5号)、「福井県児童科学館の設置および管理に関する条例施行規則」(平成11年福井県規則第64号)、「福井県個人情報保護条例」(平成14年福井県条例第6号)、「福井県外部監査契約に基づく監査に関する条例」(平成11年福井県条例第1号)、「福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)」、「福井県指定管理者制度基本条例」(平成18年福井県条例第3号)、その他関係法令等の規定をすべて了知の上で申請してください。
- イ 提出後の提出書類の変更は認められません。また、必要に応じ追加資料の提出を求める場合があります。
- ウ 申請に要する経費はすべて申請者の負担とします。
- エ 選定結果として応募者名、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、および情報公開の請求に応じて応募書類等の情報開示を行う場合があることを了知の上で申請してください。
- オ 提出書類は返却しません。
- カ 提出後に辞退する際には、辞退届(様式5)を提出してください。

7 事業計画書

福井県児童科学館の管理の業務に関する事業計画書(様式6)により作成してください。用紙はすべてA4縦型とし、必要により図面または資料の添付も可能とします。

8 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定の基準

指定管理者候補者の選定は、福井県児童科学館の設置および管理に関する条例第5条各号に掲げる以下の基準に基づき行います。

ア 県民の平等な利用を確保することができるものであること。

イ 児童科学館の効用を最大限に発揮するとともに管理の経費の縮減が図られるものであること。

ウ 児童科学館の管理を安定して行う能力を有するものであること。

(2) 選定の方法

複数の外部の有識者等により構成する指定管理者選定委員会を設置し、提出された事業計画書等に基づき指定管理者の候補者を選定します。指定管理者選定委員会は非公開とします。

ア 書類審査 提出書類に基づき、応募資格、事業計画書等書類審査します。

書類審査の結果は、平成20年10月16日(木)までに通知します。

イ 面接審査 書類審査の後、申請にかかる提案内容についての面接審査を実施します。(平成20年10月下旬実施予定 別途通知します。)

ウ 選定結果 選定の結果は、申請者全員に書面により通知するとともに公表します。

(3) 審査項目等

選定に当たっては、(1)の選定の基準に基づき、県民の平等利用の確保、管理運営事業の計画内容、管理に要する費用、人的・物的な管理能力などの項目を審査し、総合評価により指定管理者の候補者を決定します。

ア 審査基準

審査基準および配点は次のとおりとします。

審査基準	配点
1 県民の平等な利用を確保することができるものであること。 ・ 県民の平等利用の確保	必須 (確保されないと認める場合は失格)
2 児童科学館の効用を最大限に発揮するものであること。 ① 児童科学館の設置目的等と基本方針との適合性 ② 利用者へのサービス向上のための取組み内容 ③ 県内児童館、学校や関係団体等と連携した取組み ④ 苦情処理の方法 ⑤ 各施設の安全利用に関する取組み内容 ⑥ 利用促進のための具体的な取組み内容 ⑦ 利用料金の設定水準、料金に関する提案内容 ⑧ 利用者の意見の反映についての取組み内容 ⑨ 目標設定による業務の管理 ⑩ 提案した計画の内容の妥当性、実現可能性、持続性	40

<p>3 管理の経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>① 管理運営にかかる福井県の支出経費 (次の算定方法などにより算出する)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\text{【当該申請者の点数】} = \text{配点 (30点)} \times \frac{\text{(b)}}{\text{(a)}}$ <p>※ (a) は当該申請者の提示額 (b) は最も低額の提示を行った申請者の提示額</p> </div> <p>② 提案した提示額の妥当性、実現可能性、持続性</p>	30
<p>4 児童科学館の管理を安定して行う能力を有するものであること。</p> <p>① 人的能力 (管理運営組織、人員配置、有資格者・経験者の配置状況および職員の資質向上) の内容</p> <p>② 物的能力 (資金調達、緊急時等の対応、保険への加入) の内容</p> <p>③ 申請者の実績 (同種の施設の管理運営実績、同種事業の実績)</p> <p>④ 申請者の安定性、信頼性 (提携団体)</p> <p>⑤ 業務全般に対する取組み姿勢</p> <p>⑥ 提案した計画の妥当性、実現可能性、持続性</p>	30
合 計	100

9 指定管理者の指定

- (1) 指定管理者選定委員会の審議を経て、福井県で候補者を選定した後、平成20年12月福井県定例議会の議決を得て指定管理者として指定されます。
- (2) 指定管理者として指定されるまでの間に、指定が不可能または著しく不適當となるような事情が生じた場合は、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがあります。
- (3) 指定管理者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、または協定の締結までに財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるに至った場合は、福井県議会の議決後であっても、指定を取り消すことがあります。

10 協定の締結

指定管理者として指定された後、管理にかかる詳細事項、経費等を最終的に定めるため、指定管理者と福井県との間で協定を締結します。

(1) 包括協定の締結

ア 指定期間全体 (5年間) を通じての基本的な事項を定める包括協定を締結します。

イ 主な協定内容

- ・ 指定期間
- ・ 管理の業務に関する基本的な事項
- ・ 管理経費に関する基本的な事項
- ・ 個人情報保護に関する事項
- ・ リスク管理、責任分担に関する事項
- ・ 事業報告に関する事項
- ・ 指定の取消しおよび業務の停止に関する事項

(2) 単年度協定の締結

ア 包括協定に加え、年度ごとに単年度協定（または委託契約）を締結します。

イ 主な協定内容

- ・ 当該年度の管理業務に関する事項
- ・ 当該年度の管理経費の額に関する事項

11 福井県と指定管理者の責任分担

福井県と指定管理者の責任分担は別途協定により定めますが、基本方針は次のとおりです。

項目	指定管理者	県	備考
児童科学館の運営管理（苦情対応、広報等含む）	○		
施設、設備、備品等の維持管理	○		
施設、設備の利用許可	○		
利用料金の収入	○		
利用料金の減免承認	○		
行政財産の目的外使用許可		○	
施設、設備の修繕（事故・災害によるもの） 〃（施設管理上の瑕疵によるもの）	協議事項 ○	協議事項	
施設利用者等への損害賠償（下記以外のもの） 〃（施設管理上の瑕疵によるもの）	協議事項 ○	協議事項	
利用者賠償保険への加入	○		
施設の火災保険加入		○	
災害時の対応（連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置） 〃（指揮、指示等、本格復旧）	○	○	
物価等の変動	○		光熱水費等
需要の変動	○		利用者減少等
資金調達等	○		
包括的な管理責任		○	

12 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者が協定締結までに次の事項に該当するに至った場合、福井県は指定管理者の指定を取り消すことができます。

ア 指定管理者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合

イ 財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるに至った場合

ウ その他、著しく社会的信用を損なう行為等により指定が不可能または著しく不適当となるような事情が生じた場合

(2) 指定管理者は、事業の継続が困難になった場合またはその恐れが生じた場合、速やかに福井県に報告しなければなりません。

- (3) 指定管理者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合またはその恐れが生じた場合は、福井県は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期限を定めて改善策の提出および実施等を求めることができます。この場合、指定管理者が当該期限内に改善することができなかつた場合は、福井県は指定管理者の指定を取り消し、または業務の全部または一部を停止させることができます。
- (4) 上記(1)または(3)により指定管理者の指定が取り消され、または業務停止となった場合、福井県は指定管理者に生じた損害の賠償の責を負わないほか、指定管理者は福井県に生じた損害を賠償しなければなりません。
- (5) 不可抗力その他福井県または指定管理者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、福井県と指定管理者は事業継続の可否について協議することとします。

13 その他

- (1) 指定管理者は、平成21年4月1日から指定管理者の業務を円滑に遂行できるよう、自らの責任および負担において人的および物的体制を整備してください。
- (2) 平成21年3月31日までに申込みのあった利用や実施が決定している事業については、現在の指定管理者から原則として引き継いでください。
- (3) 指定期間終了または指定取り消し等により、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、施設の管理運営に支障が生じないよう円滑な引継ぎに協力するとともに、業務にかかる必要データ等の提供をしていただきます。
- (4) 担当およびお問い合わせ先

福井県健康福祉部子ども家庭課少子化対策推進チーム

〒910-8580

福井市大手3-17-1

電話 0776-20-0341

FAX 0776-20-0640

メール kodomo@pref.fukui.lg.jp